

議事要旨(1) 改正企業会計基準「包括利益の表示に関する会計基準(案)」等について【公表議決】

冒頭、新井副委員長(専門委員長)より、改正企業会計基準「包括利益の表示に関する会計基準(案)」等について、公開草案に対して寄せられたコメント及び前回委員会までの審議を踏まえて、公開草案から一部文案を修正した旨の説明がなされ、本日は前回委員会からの変更点を中心に審議を行い、その後に議決を行いたい旨の説明があった。次に吉岡専門研究員より、審議事項(1)-1,2に基づいて、具体的な文案修正についての説明があった。

委員などからの主な発言内容は以下のとおりである。

- ・ 私は、包括利益の表示は、単なる表示上の形式的な問題ではなく、コンバージェンスのみならず、業績報告に関する有用な情報を提供するという観点からも連結に導入されたという趣旨からは、個別にも当然適用されるものであると主張して来た。また、基本財務諸表の内容が、個別と連結とで大きく異なるのも適切ではないと思っている。その点、公開草案に寄せられたコメントをみると、理由は私とは異なるかも知れないが、個別にも適用すべきとの意見がかなりあり、意を強くしている。ただ、本改正企業会計基準、公表にあたって及びコメント対応において、公開草案に寄せられたコメントを十分に審議した結果、公開草案どおりとすることが明確に示されているため、事務局の提示する文案でよいと考えている。ただし、個別財務諸表における本取扱いを当面の間の取扱いとする以上、然るべき時期には再度見直しを行うべきであり、その観点からも、個別への適用上制約となる制度上の諸問題については、関係者一同が認識する必要があり、名称についても、選択可能とすることを求めるコメントが寄せられていることを踏まえると、将来の検討課題として継続的に検討する必要があると考えられる。今後も、これらの論点が継続的に検討されていくことを強く希望した上で、本改正企業会計基準の公表に賛成することとする。
- ・ 連結財務諸表で包括利益を表示することになった理由や背景を踏まえると、本来は個別財務諸表にも一定の必要性があり、連結・単体が一致することが原則であると考えているが、包括利益を表示することに対する懸念については十分理解しており、本改正企業会計基準の内容に異議を唱えるものではない。ただし、本取扱いはあくまで当面の間の取扱いであって、今後も議論を継続していくべきであると考えている。
- ・ 包括利益については、他の関連諸制度との関係も含めてその意味合いについて、十分に熟成された議論がなされていないと理解している。本取扱いは当面の間の取扱いとされているが、今後も予期せぬ悪影響や混乱が起きないかについて観察を継続し、引き続き議論を深めていくべきであると考えている。

審議のあと、採決が行われた。その結果、字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席委員 10 名全員の賛成により、改正企業会計基準「包括利益の表示に関する会計基準」等の公表が承認された。

以 上